

あいぎんインターネット E B サービス規定 新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
あいぎんインターネット E B サービス規定 2025 年 1 月 1 日現在	あいぎんインターネット E B サービス規定 2026 年 10 月 1 日現在	規定の改定に伴う日付の更新
(手数料等) 第 7 条 第 1 項 ①月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。	(手数料等) 第 7 条 第 1 項 ①月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化
(手数料等) 第 7 条 第 2 項 資金移動サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を振込資金と同時にいただきます。振込手数料は、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、支払指定口座から自動的に引落します。また、第 2 6 条第 2 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、振込手数料は返却いたしません。	(手数料等) 第 7 条 第 2 項 資金移動サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を振込資金と同時にいただきます。振込手数料は、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、支払指定口座から自動的に引落します。また、第 2 6 条第 2 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、振込手数料は返却いたしません。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化
(手数料等) 第 7 条 第 3 項 データ伝送コースの振込手数料等においては、次の各号の定めによることとします。 ① 総合振込サービスによる振込手数料、給与(賞与)振込サービスによる給与振込手数料の支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法により取扱います。この支払いは、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 ② 総合振込サービスでは第 3 2 条第 5 項、および給与(賞与)振込サービスでは第 3 3 条第 5 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。 ③ 組戻しにより、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落したデータ伝送用決済口座に入金します。この場合、振込手数料または給与振込手数料は返却いたしません。 ④ 地方税納入サービスについては、当行所定の取扱手数料、および当該地方税を他の金融機関に納付手続を取り次ぐものがある場合は、当該他金融機関に取り次ぐ地方税の納付書 1 通につき当行所定の取次手数料をいただきます。この支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法により取扱います。この支払いは、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 ⑤ 口座振替請求サービスについては、原則、振替金の入金時に口座振替手数料を差し引いて入金するものとします。ただし、その支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法によることもできます。この場合、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。	(手数料等) 第 7 条 第 3 項 データ伝送コースの振込手数料等においては、次の各号の定めによることとします。 ① 総合振込サービスによる振込手数料、給与(賞与)振込サービスによる給与振込手数料の支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法により取扱います。この支払いは、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 ② 総合振込サービスでは第 3 2 条第 5 項、および給与(賞与)振込サービスでは第 3 3 条第 5 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。 ③ 組戻しにより、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落したデータ伝送用決済口座に入金します。この場合、振込手数料または給与振込手数料は返却いたしません。 ④ 地方税納入サービスについては、当行所定の取扱手数料、および当該地方税を他の金融機関に納付手続を取り次ぐものがある場合は、当該他金融機関に取り次ぐ地方税の納付書 1 通につき当行所定の取次手数料をいただきます。この支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法により取扱います。この支払いは、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 ⑤ 口座振替請求サービスについては、原則、振替金の入金時に口座振替手数料を差し引いて入金するものとします。ただし、その支払いについては、毎月、当行所定の日に一括して引落す方法によることもできます。この場合、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化(第 1 号の修正に伴い、項全体を出力)
(振込・振替契約の成立等) 第 2 4 条 第 3 項 当行は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金、振込手数料その他本サービスに関連して必要となる手数料(以下「振込・振替資金等」といいます)を、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書または当座小切手等 の提出なしで、支払指定口座から自動的に引落します。また、この資金移動サービスにかかる振込手数料等の取扱いについては、第 7 条第 2 項に定めるものとします。	(振込・振替契約の成立等) 第 2 4 条 第 3 項 当行は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金、振込手数料その他本サービスに関連して必要となる手数料(以下「振込・振替資金等」といいます)を、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・ 払戻請求書等 の提出なしで、支払指定口座から自動的に引落します。また、この資金移動サービスにかかる振込手数料等の取扱いについては、第 7 条第 2 項に定めるものとします。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化

(総合振込サービス) 第32条 第4項 振込資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は振込資金を振込指定日の1営業日前までに、データ伝送用決済口座に入金してください。振込資金の決済は、振込指定日の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落しの所定時間に残高不足等で振込資金を引落しできない場合は、総合振込サービスの振込を中止いたします。 ② 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を、毎月、当行所定の日に引落しいたします。	(総合振込サービス) 第32条 第4項 振込資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は振込資金を振込指定日の1営業日前までに、データ伝送用決済口座に入金してください。振込資金の決済は、振込指定日の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落しの所定時間に残高不足等で振込資金を引落しできない場合は、総合振込サービスの振込を中止いたします。 ② 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を、毎月、当行所定の日に引落しいたします。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化（第1号の修正に伴い、項全体を出力）
(給与（賞与）振込サービス) 第33条 第4項 振込資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は振込資金を振込指定日の2営業日前までに、あらかじめ当行に届出してあるデータ伝送用決済口座に入金してください。振込資金の決済は、振込指定日の1営業日前の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落し所定時間に残高不足等で振込資金を引落しできない場合は、給与（賞与）振込サービスの振込を中止いたします。 ② 振込の受付にあたっては、当行所定の給与振込手数料を、毎月、当行所定の日に引落しいたします。	(給与（賞与）振込サービス) 第33条 第4項 振込資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は振込資金を振込指定日の2営業日前までに、あらかじめ当行に届出してあるデータ伝送用決済口座に入金してください。振込資金の決済は、振込指定日の1営業日前の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落し所定時間に残高不足等で振込資金を引落しできない場合は、給与（賞与）振込サービスの振込を中止いたします。 ② 振込の受付にあたっては、当行所定の給与振込手数料を、毎月、当行所定の日に引落しいたします。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化（第1号の修正に伴い、項全体を出力）
(地方税納入サービス) 第34条 第4項 納付資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は納付資金を納付指定日の1営業日前までに、あらかじめ当行に届出してあるデータ伝送用決済口座に入金してください。納付資金の決済は、納付指定日の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落しの所定時間に残高不足等で納付資金を引落しできない場合は、地方税納入サービスによる納付を中止いたします ② 地方税納入サービスの取扱いについては、当行所定の取扱手数料、および当該地方税を他の金融機関に納付手続を取り次ぐものがある場合は、当該他金融機関に取り次ぐ地方税の納付書1通につき当行所定の取次手数料を、毎月、当行所定の日にいただきます。	(地方税納入サービス) 第34条 第4項 納付資金の決済等は、次の各号に定めるものとします。 ① 契約者は納付資金を納付指定日の1営業日前までに、あらかじめ当行に届出してあるデータ伝送用決済口座に入金してください。納付資金の決済は、納付指定日の当行所定の時刻に、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書等の提出なしで、データ伝送用決済口座から自動的に引落します。なお、引落しの所定時間に残高不足等で納付資金を引落しできない場合は、地方税納入サービスによる納付を中止いたします ② 地方税納入サービスの取扱いについては、当行所定の取扱手数料、および当該地方税を他の金融機関に納付手続を取り次ぐものがある場合は、当該他金融機関に取り次ぐ地方税の納付書1通につき当行所定の取次手数料を、毎月、当行所定の日にいただきます。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化（第1号の修正に伴い、項全体を出力）
(口座振替請求サービス) 第35条 第3項 口座振替請求サービスの依頼等は、次の各号の定めによるものとします。 ① データは、振替指定日の4営業日前の17時までに、あらかじめ指定された当行所定の方法で送信するものとします。なお、口座振替請求サービスの振替指定日は、別途「預金口座振替に関する契約書」に定めた当行所定の銀行営業日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。 ② 振替指定日を変更する場合は、契約者が書面により当行に届出てください。この場合、変更に関して契約者が預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行は預金者に対し通知をいたしません。また、振替指定日の変更により生じた損害については、当行は責任を負いません。 ③ 当行は、契約者から送信されたデータにもとづき、振替指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手等の提出なしで、預金者の預金口座から自動的に引落します。なお、振替処理は、データに記録されている口座番号により預金者の預金口座から引落すことにより行います。	(口座振替請求サービス) 第35条 第3項 口座振替請求サービスの依頼等は、次の各号の定めによるものとします。 ① データは、振替指定日の4営業日前の17時までに、あらかじめ指定された当行所定の方法で送信するものとします。なお、口座振替請求サービスの振替指定日は、別途「預金口座振替に関する契約書」に定めた当行所定の銀行営業日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。 ② 振替指定日を変更する場合は、契約者が書面により当行に届出てください。この場合、変更に関して契約者が預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行は預金者に対し通知をいたしません。また、振替指定日の変更により生じた損害については、当行は責任を負いません。 ③ 当行は、契約者から送信されたデータにもとづき、振替指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書等の提出なしで、預金者の預金口座から自動的に引落します。なお、振替処理は、データに記録されている口座番号により預金者の預金口座から引落すことにより行います。	当座小切手の利用終了等に伴う、払戻手続における記載の簡素化（第3号の修正に伴い、項全体を出力）